

鳥取県との「知的財産の活用による地域の活性化と産業の振興のための事業の連携に関する協定に基づく事業実施に係る取決め」の締結について

標記取決めにつき、鳥取県と以下のとおり締結した。

《覚書》

〈有効期間〉

本覚書締結の日から平成 21 年 3 月 31 日まで

〈締結日〉

平成 20 年 4 月 1 日

〈締結者〉

日本弁理士会知的財産支援センター飯田昭夫センター長及び鳥取県商工労働部門前浩司部長

以上